

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第2回 宍粟市子ども・子育て会議	
開 催 日 時	令和6年10月28日（月） 午後1時30分～午後3時00分	
開 催 場 所	宍粟市役所 北庁舎4階 401会議室	
議 長（会 長） 氏 名	新庄 康史	
委 員 氏 名	（出席者） 金本 清実、三岡 恵理郁、畑尾 浩弥、秋田 順子 大畑 あけみ、新庄 康史、山本 千津子、谷林 由美 中林 久美子、中本 弘美、古根川 淳也	（欠席者） 八木 浩明 八木 寛子
事 務 局 名 氏	健康福祉部：三木部長、安井次長、有元次長 健康福祉部子育て支援課：進藤次長兼課長、恵美副課長兼係長 八木主事 健康福祉部保健福祉課：堂田副課長 教育部こども未来課：小池課長、松村主査	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び報告事項） 1. 開会 2. 会長・健康福祉部長あいさつ 3. 協議事項 第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案） ① 施策体系・事業計画等について（資料1：55ページ～） ② 新規6事業の事業概要について（資料2） ③ 量の見込みの算出について（資料3） 4. 報告事項 5. その他 6. 閉会	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	令和6年度第2回宍粟市子ども・子育て会議次第及び会議資料（添付資料） 資料1 第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案） 資料2 新規6事業の事業概要について 資料3 第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」算出資料	

議事録の確認
(記名押印)

(委員長等)

____新庄 康史____

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>本日は令和7年度から5年間を計画期間とする第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の素案について報告させていただき、皆様に議論いただくものであります。</p> <p>また、本会議の議事録はホームページにて公開、会議の内容につきましては、宍粟市議会の常任委員会において報告させていただくこととしておりますのでご了承下さい。</p> <p>本日は全委員13名中11名のご出席をいただいております。</p> <p>宍粟市子ども・子育て会議条例第6条第2項において「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされております。本日は2名の欠席の方がいらっしゃいますが、定足数を満たしておりますことをここにご報告申し上げます。</p> <p>また、この会議は公開することになっており、本日会議を傍聴される方はございません。</p>
事務局	<p>2. あいさつ</p> <p>《会長あいさつ》</p> <p>《健康福祉部長あいさつ》</p> <p>これより、新庄会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>3. 協議事項：第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）の①施策体系・事業計画等につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に沿って説明）</p>
会長	<p>協議事項①について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。</p>
委員	<p>57 ページの1. 量の見込みの算出方法の①教育・保育提供区域について、宍粟市全域を1圏域として設定するとありますが、宍粟市は広いため、一宮・波賀・千種町の人が山崎町のサービスを利用できるかという、なかなか難しいと思います。その代表的なサービスとして、病児・病後児保育事業が挙げられます。現在、この事業は山崎町のみで実施しており、子どもが病気の時に一宮・波賀・千種町の方は利用したいけど遠いため利用できないという実態があるのではないのでしょうか。今回の量の見込みの算出では、宍粟市全域を一括りにしてい</p>

	<p>るため、そのあたりのニーズが見えてこないと思います。利用者が現実的に利用できる範囲である旧町単位で見直してみると、実は量として提供できていないサービスが改善点として出てくるのではないのでしょうか。例えば病児・病後児保育事業は今後も山崎町で実施していくとのことですが、需要があるのであれば、一宮・波賀・千種町の診療所にも病児・病後児保育室を併設するなどが検討課題として挙がってくると思います。同様に保育所・こども園についても、次の見直しの際は地域をもう少し細分化して検討した方がいいと思います。</p> <p>72 ページの⑥困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実の不登校児童への支援について、この問題は非常に困っておられる方がたくさんいらっしゃる問題だと思うので、さらに効果を高めていただき、子どもたちの成長を学校以外の何らかの別の形で確保する施策を考えていただきたいです。周りでも不登校児の親が精神的に参ってしまうケースがありますので、教育委員会だけでなく福祉部門でのケアが必要です。この計画の中では対象外かもしれませんが、より手厚い対策を行っていただきたいです。</p>
会長	<p>今のご意見に対して、特に病児・病後児保育事業が1か所のみとなっている点に関して、事務局から回答をお願いいたします。</p>
事務局	<p>病児・病後児保育室を保育所・こども園に併設する方法もありますが、通常の預かりとは全く別に分けないといけないため、開設は難しいところがあります。市内の病院や園では、なかなか手を挙げていただけてところがないのが現状です。</p>
会長	<p>人口流動を見ると、一宮・波賀・千種町の方が山崎町に異動されているという実態がありますよね。地域によって受けることができる子育て支援サービスに差があるなら、山崎町で子育てをしようと思われるのは当然のことです。市内で人口の流動があるのであれば、できれば旧町単位ごとに施策を計画し、宍粟市内のどこに住んでいても手厚い子育て支援サービスを受けることができる体制を整えていただきたいです。それが人口増加にも繋がっていくと思います。厳しいということはよく分かりますが、施策として打ち出し、何とか少しでも改善していけたらいいのかなと思います。</p> <p>今の件に関して、他にご意見がある方はいらっしゃいませんか。</p>
委員	<p>病児・病後児保育事業についてはお医者さんがいないと成り立たない事業なので調整が難しいところがありますが、将来的には一宮・波賀・千種町のどこか1か所で実施されれば良いなと思います。</p>

委員	子どもの問題、家庭内の悩み、保護者のケア等について手厚い施策が実施されていることで、宍粟市に住んで子育てしてみようという人が増えると思うので、発想を広げてもらい、その場の子どもの対応だけでなく、その背後にある保護者のケア等も含めて、さまざまな施策の検討の必要があると思いました。
事務局	先ほど意見があったニーズの把握というところで、今回は全域でアンケートを実施しているので難しいのですが、今後、旧町単位でのニーズの把握ができるかどうかを含めて課題として検討・工夫していけたらと思います。 また協力していただける医療機関や保育所についても、こちらから一度お願いをしに行ったのですが、今のところ協力していただけるところがなかったというところですが、引き続きニーズの把握をしたうえで、必要があれば何回もお願いに行ってみるなど、市としてできることがあるかと思っています。今回の素案ですぐに反映するというのは難しい部分もありますので、専門職の人材確保や財政面等もしっかりふまえて、これから取り組んでいけたらと思っておりますので、今回はご理解いただければと思います。
会長	他に何かございませんか。
委員	71 ページの就学前教育・保育の環境整備について、確かに職員研修や保育環境を整えるということも大事ですが、正規職員の採用についても考えてほしいです。ここ何年かは正規職員の採用がなかったと思います。臨時職員も決して悪くはないと思うのですが、やっぱり安定した対応や安定した立場で研修を受けるといことがすごく大事だなと思います。毎年何人かずつでもいいので、正規職員を採用していただけたらと思います。現状、正規職員がどんどん高齢化して、退職する年齢になっていると思います。来年度は何人くらい採用される予定か分かっているのでしょうか。
事務局	これまで幼保一元化や幼稚園・保育所の再編という動きもあり、任期付きの職員を置いてきたという実情があります。ただ、職員全体の年齢構成において、いびつな部分が生じてきています。幼稚園・保育所の再編も落ち着いたため、児童数の減少や保育所の閉園等の状況を見ながら、可能であれば毎年1名ずつでも正規職員の採用をしていけたらと考えています。
会長	他にありませんか。
委員	62 ページの⑤こども誰でも通園制度について、3歳未満の子どもの対象にするということで、かなり丁寧に子どもをお預かりしないといけないと思います。他市町のモデル事業を参考に始めるということですが、保育士の数を十分に確

事務局	<p>保できていない状況で、保育の質を向上するために研修等を行い努力をしていますが、たくさんのサービスを提供する必要があり、なかなか安定して質を向上させるということが難しい状況です。そのなかで低年齢児をお預かりするこの制度は安全確保の面から見ても厳しいのではないかと思います。</p> <p>こども誰でも通園制度について、こちらはこども家庭庁から話が来ている事業ですが、内容的には一時預かり事業のようなものということしか現時点で分かっていない状態です。ただ、する・しないの選択肢がなく、国から各市町で必ずどこかの園ではするように指示があります。令和6年度と令和7年度は手を挙げた市町が試行的に行っている状況で令和8年度以降は全市町で必ずどこかの園では実施するように通知が来ています。一時預かりは何か理由がないと預かることができない制度ですが、こども誰でも通園制度は理由がなくても1週間に1回でも園に預けたいという保護者のために作られた制度となっています。国としては絶対始めるようにということですので、他の市町の状況を見ながら、令和7年度から少しずつ準備を始めようと考えています。明確に詳細が分からない状態ではありますが、保育士が確保できないからやらないということができない状況です。</p>
委員	<p>働き方改革とよく言われていますが、保育所や幼稚園の先生の負担はどんどん増えています。さらに、先ほど話があったように採用人数が限られており、30代の正規職員がほとんどいない状況です。このような状況の中で、次々と子育て支援に力を入れるというのは非常に矛盾したところがあるように強く感じています。進めないといけないということは分かるので、給与や採用等のできる場所で改善をお願いしたいです。</p>
事務局	<p>絶対にしなさいとなっても保育士が揃っていないと預かることはできないので、事業を実施する園については、正規職員や会計年度任用職員を手厚く配置するなど考えていきたいです。職員不足ではありますが、体制が整えられるような配置を令和8年度に向けて考えていかないとはいけません。すべての園で実施することはとても無理なので、まずは1か所で試行的に実施していきます。</p>
委員	<p>しかし、実施する園が1か所だけとなれば、子育て支援サービスの地域差がさらに広がることになっていきますね。少子化に歯止めをかけ、児童数を増やすためにも、地域差がなくなるように考えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>

	<p>ないようですので、次の議題に進みます。</p> <p>協議事項②新規6事業の事業概要につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
会長	<p>協議事項②について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。</p> <p>ないようですので、次に進みます。</p> <p>協議事項③量の見込みの算出につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
会長	協議事項③について説明いただきましたが、この報告につきまして、何かご質問があれば挙手してください。
委員	22 ページの (12) こども誰でも通園制度について、定員数が1となっていますね。
事務局	定員数が1ということは、1人当たりの受入時間が最大で10時間となります。0歳児を定員まで受け入れると仮定すると、月当たり180時間あるということになり、それを例えば10で割ると18人の子どもを10時間預かることができるということになります。担当課として、初年度は月当たり3時間程度の利用があると考えており、約54人の利用を見込んでいるということになります。
会長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>以上で本日の協議事項については終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に進みます。</p>
事務局	報告事項は特にありません。
会長	続いて今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。
事務局	パブリックコメントの実施ということで、市民に計画案を公表し、意見をいただく期間を設けたいと思います。12月から1月中旬ぐらいまでの1か月程度を予定しています。パブリックコメントでのご意見等をふまえ、令和7年2月中

会長	<p>旬頃に第3回子ども・子育て会議を開催し、そこで委員の皆様にご意見等をお伺いし、最終的な計画策定を進めていきます。</p> <p>これもちまして、本日の議題はすべて終了となります。</p> <p>本日の会議内容につきましては、宍粟市議会常任委員会に報告していただくとともに、会議録につきましては宍粟市ホームページに公開させていただきます。</p> <p>6. 閉会 《副会長あいさつ》</p>
----	--